

新報

島根県教育庁
隠岐教育事務所
隠岐の島郡瀬戸町24
電話 2-9772

平成30年度 教職員人事異動について

人事異動のおもな目的は、学校の教育活動を清新活発にし、本県教育の進展に資することにあります。

そして、人事異動は教職員としての今後の生き方や在り方に大きく影響する、大切な節目であると考えます。校種や規模・地域性等の異なる学校での勤務経験は、教職員としての資質・能力を向上させることとはもとより、自覚やモチベーションを高めることと密接に関連します。

それだけに、中・長期的な見通しをしっかりと持ち、教職員としての一層の成長を促すための適切な赴任計画が非常に重要となつてき

ます。

また、本人の健康状態や家族の状況等、特別な事情につきましても、可能な限りの配慮をしていきたいと考えています。

もちろん、その配慮についてはあくまでも「妥当性」と「公平性」を基本としています。加えて、本県及び管内教育の現状や各学校の組織状況等あらゆる実情を踏まえた上で「総合的」に調整していく必要があり、妥当性のない自己都合等の事項については、優先されることはありません。是非とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

以下は、島根県教育委員会及び隠岐教育事務所の人事異動方針です。ご確認ください。

(文責 永島)

島根県公立学校 教職員人事異動方針

- 平成30年度島根県公立学校教職員人事異動は、学校の教育活動を一層清新活発にし、本県教育の進展に資するため、関係機関との緊密な連携の下に、次の各号により厳正に行う。
- 1 全県的視野に立ち、適材を適所に配置するとともに、学校の教員組織が適正なものとなるよう配慮する。
 - 2 へき地教育については、その振興を図るため、優先的に人材を配置する。
 - 3 特別支援教育については、その振興を図るため、適任者を配置する。
 - 4 管理職教育職員の登用にあつては、勤務実績を十分に考慮する。その際、勤務評価を参考資料として活用する。
 - 5 主幹教諭の登用にあつては、勤務実績を十分考慮する。

6 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の連携により一貫した教育を推進し、教員の資質の向上を図る各校種間の人事交流については、指導力・担当教科等を考慮して適正に行う。

7 同一学校及び同一地域における永年勤続者については交流を図る。

8 新規採用は、資質良好で、かつ教育者としての識見と熱意を有する者について、将来の教員組織の適正化を考慮して計画的に行う。

9 上記の方針に基づき、「平成30年度島根県立学校教育職員人事異動方針細則」及び「平成30年度島根県市町村立学校教育職員人事異動方針細則」を定め、運用する。

以上

島根県市町村立学校 事務職員人事異動方針

平成30年度島根県市町村立学校事務職員の人事異動は、学校の教育活動を一層

清新活発にし、本県教育の進展に資するために、関係機関との緊密な連携の下に、次の各号により厳正に行う。

1 全県的視野に立ち、適材を適所に配置する。

2 同一学校及び同一地域における永年勤続者については交流を図る。

3 新規採用は、資質良好で、かつ事務職員としての識見と熱意を有する者から行う。

4 上記の方針に基づき、「平成30年度島根県市町村立学校事務職員人事異動方針細則」を定め、運用する。

以上

隠岐教育事務所 人事異動方針

平成30年度隠岐教育事務所管内の人事異動は、島根県教育委員会の定める人事異動方針に基づき、各小・中学校の教育活動をより活発にし、管内教育を一層充実させるため、関係諸機関との連携のもとに、以下の

方針により厳正に行う。

I 教育職員

1 広域的な視野に立ち、学校の教員組織が適正なものとなるよう配慮する。

2 学校の課題解決と充実した教育活動推進のため、適任者を配置する。

3 特別支援教育の推進を図るため、適任者を配置する。

4 中学校での免許外担当教科をなくすよう、教員の配置に配慮する。

5 上記の方針に基づき、人事交流（内規に基づく島前島後間交流、小中県立学校間の交流）を適正に行うとともに初任者の配置に配慮する。

II 事務職員

1 学校の実情と事務職員の育成を考慮し、適切な配置に配慮する。

2 事務グループ活動の充実のため、見通しをもった配置にする。

以上

